

巷論

「私たちが抜きに、私たちのことを決めないで！」

このような合言葉のもと、世界各国の障害当事者が参画してつくられた「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）。2006年に国連総会で採択されたこの条約は、14年2月に国内での効力を発揮した。

日本では、条約の批准に合わせて、障害者基本法・障害者雇用促進法を改正するとともに、障害者総合支援法・障害者差別解消法などを新たに制定した。国際条約は、世界との約束であり、憲法の次に優先される法

規である。それが示す理念と矛盾しない社会をつくるための施策が、市民との合意形成を図りつつ着実に進められている。

「ノーマライゼーション」という言葉に象徴され、この道東でも記念事業や啓発活動が行われ

障害者権利条約の中核

包摂・包容される社会

「国際障害者年」から30余年前。今日、なぜ障害者権利条約が必要とされるのだろうか。それは、人として、すべての市民に当たり前に保障されるべき権利の一部が、いまだ障害者に保障されていないという現状

実がある。また、障害を理由とした差別や人権侵害、排除といった事実も無くなつてはいない。そのような社会の有り様に対して、障害者が人として当たり前に生きるための施策と責任を改

「つながり」を持ち、安心・安全な「居場所」がこの社会・地域の中にあることを意味する。しかし、この実現のためには、障害の有無にかかわらず「すべての市民」が包摂・包容される社会をつくらなければならない。なぜならば、そのような社会でなければ、時として弱い立場に置かれがちな障害者が排除されやすいのは明らかである。

条文に示された理念を絵に描いた餅で終わらせないために、私たちの社会や地域を改めて見回してみたい。

（戸田 竜也）

とだ・たつや 北海道教育
大学釧路校講師